

愛媛県よろず支援拠点生産性向上支援センター  
「生産性向上支援サポーター」募集要領

公益財団法人えひめ産業振興財団（以下「財団」という。）では、令和8年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点生産性向上支援センター事業）の実施に当たり、中小企業・小規模事業者等からの生産性向上（5S、工程改善、省力化、デジタル化等）に関する相談に対応する「生産性向上支援サポーター」を以下のとおり募集します。

**1. 職種**

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点生産性向上支援センター一事業）における「生産性向上支援サポーター」

**2. 募集人員**

若干名

**3. 業務内容**

令和8年4月1日開設予定「愛媛県よろず支援拠点生産性向上支援センター」において、中小企業・小規模事業者等からの生産性向上（5S、工程改善、省力化、デジタル化等）に関する相談に対応し、複数回の現場訪問を含む徹底した伴走支援を通じて、課題解決に向けた提案・助言等を行う。

また、同センターに関する広報活動、支援対象者の発掘、拠点運営に係わる業務などを行う。

なお、業務においては、よろず支援拠点ワンストップ相談窓口や実施機関及び連携支援機関と適切に連携する。

**4. 契約条件**

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 報酬     | 日当 31, 350円（税込）<br>※業務への従事が半日の場合は、日額の半額      |
| (2) 旅費・交通費 | 業務に伴う出張旅費は財団規程に基づき別途支給                       |
| (3) 委託期間   | 令和8年4月1日～令和9年3月31日                           |
| (4) 従事日    | 週2～3日程度 又は 不定期（業務が発生した場合に都度依頼します）            |
| (5) 就業時間   | 9:00～17:00                                   |
| (6) 勤務場所   | えひめ産業振興財団別館（松山市久米窪田町487-2）<br>※企業訪問等による出張あり。 |

**5. 応募資格要件**

以下の（1）、（2）及び（3）を満たすこと。

（1）次のいずれかに該当する者

- ①企業等の現場において生産性向上に取り組んだ経験を有する又は支援者として生産性向上支援の経験を有する又はそれと同等のスキルを有する方
- ②業務プロセス改善、デジタル活用などの生産性向上分野において優れた知見・支援能力等

を有し、中小企業が抱える課題を的確に把握・分析し、具体的な解決策の助言を行いうる方

③特に「省力化投資促進プラン（※）」に指定されている以下の業種の支援ができる方

- 1 飲食業
- 2 宿泊業
- 3 小売業
- 4 生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）
- 5 その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）
- 6 製造業（中小製造業、食品製造業）
- 7 運輸業
- 8 建設業
- 9 警備業

（※）[省力化投資促進プラン（内閣官房HP）](#)

④専門・知見を有する業種に限らず、その他の業種の中小企業支援にも従事することとなる可能性があるため、他業種についても積極的に学び、支援に必要な知識を身につけていく意欲等を有する方

（2）次のいずれも満たす者

- ①愛媛県内に在住している方
- ②自家用車を運転して県内における企業訪問等が可能である方
- ③パソコン（ワード、エクセル）、インターネット、メール等を活用して業務遂行が可能であること。

（3）以下に該当しない者

- ・成年被後見人及び被保佐人
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

## 6. スケジュール（予定）および選考方法

日 程	事 項
令和8年2月2日～令和8年2月16日	公募
令和8年2月17日～	書類選考（一次審査）及び面接者への通知
令和8年3月上旬～中旬	面接（二次審査）
令和8年3月中旬～下旬	採用通知
令和8年4月1日	契約開始日（採用決定者と要相談）

※生産性向上支援センターの選考は、応募に必要な専門知識・職務経験・能力等の要件を満たしているか、生産性向上支援センターとして相応しいかという基準で総合的に判断します。

※選考結果についてのお問い合わせ（採否の理由等）には回答いたしかねますので、ご了承ください。

## 7. 応募手続き及び受付期間

### (1) 応募手続き

次の提出書類を一つの封筒に入れ、受付期間内に財団（「9. 応募及び問い合わせ先」）まで郵送又は持参してください。また、郵送の場合は、封筒の表面に「生産性向上支援センター サポーター 応募書類在中」と朱書きで記入してください。なお、提出された書類に不備がある場合は受理いたしません。

#### （提出書類）

- ・愛媛県よろず支援拠点生産性向上支援センター サポーター 応募申込書（様式1）
- ・暴力団排除に関する誓約書（様式2）
- ・保有する資格の証明書（写し）
- ・履歴書（市販様式可、写真貼付）

### (2) 受付期間

令和8年2月2日（月）～令和8年2月16日（月）【17時必着】

※応募書類は返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

## 8. 応募に当たっての注意事項

- （1）応募申請書等の作成に係る費用は、自己負担となります。
- （2）生産性向上支援センターとして採用された場合、プロフィールや支援実績等の情報をホームページ等で公表します。
- （3）本事業による支援によって得られた全ての成果は、原則として支援を受けた中小企業・小規模事業者等に帰属します。
- （4）生産性向上支援センターは、本事業により知り得た支援を受けた中小企業・小規模事業者等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用してはなりません。本事業の終了後も同様とします。
- （5）生産性向上支援センターが次に掲げる項目のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとします。
  - ①本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
  - ②応募申請内容に虚偽があることが判明した場合
  - ③財団に虚偽の報告をしたことが判明した場合
  - ④法令等に違反する行為を行ったと認められる場合
  - ⑤社会的信用を失墜する行為があった場合
  - ⑥心身に著しい障害があるため、生産性向上支援センターとしての業務に耐えられないと認められる場合
  - ⑦その他、本事業の生産性向上支援センターとして不適格と認める場合

## 9. 応募及び問い合わせ先

公益財団法人えひめ産業振興財団 経営支援課（担当：山内、森）

〒791-1101 松山市久米窪田町 487-2

TEL：089-960-1100

## 10. 備考

- ・愛媛県よろず支援拠点生産性向上支援センターの開設は令和8年4月1日を予定していることから、実際の契約先は、来年度の愛媛県よろず支援拠点生産性向上支援センターの実施機関となります。